

第 1 号様式（第 4 条関係）

廃棄物処理施設直接搬入届出書

年 月 日

（あて先） 見 附 市 長

住 所 見附市

氏 名

電話番号 —

見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、大量の家庭系廃棄物を処理施設に直接搬入したいので、次のとおり届け出ます。

搬入予定日	年 月 日
廃棄物の種類・ 及び数量	☐ 燃えるごみ 内 容 _____ ☐ 燃えないごみ 内 容 _____ ☐ 粗大ごみ 内 容 _____
運 搬 車 両	(車両の種類) (ナ ン バ ー)
理 由	☐ 引越しのため ☐ 大量のため ☐ その他 _____

※該当する□にレをつけてください。

【注意】

- ・事前にご記入したうえで処理施設へ搬入してください。
- ・届出前に裏面の注意事項を必ずご確認ください。

〈問合せ先〉

都市環境課 環境政策室 TEL 0258-62-1700（内線 172）

受 付 印

清掃センターへの家庭ごみの持ち込み

引越しなどでやむをえない事情がある場合に限り、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみを次の手順で直接持ち込むことができます。

届出書の用意

- ★ 廃棄物直接搬入届出書をご用意してください。
なお、必ず事前に必要事項を記入してから持ち込んでください。

届出書はこちら にあります。	⇒ 見附市役所 1 階 都市環境課 環境企画係 窓口、今町出張所、ネーブルみつけ 中央公民館、今町公民館、葛巻公民館、新潟公民館、北谷公民館 上北谷公民館、保健福祉センター、北谷南部地区ふるさとセンター
-------------------	---

※市ホームページからもダウンロードできます。

受付日時

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
土曜日 午前 9 時～正午 （日曜日、祝日及び年末年始は除く）

持ち込み料金

燃えるごみ 燃えないごみ	「現金」で支払い	重さ10kgまで100円。 10kgを超えた場合10kg毎に100円加算されます。 ※市の指定ごみ袋に入れたものについても重さで いただきますので、ご注意ください。
粗大ごみ（可燃） 粗大ごみ（不燃） 粗大ごみ（布団）	「粗大ごみ処理券」 で支払い	<u>粗大ごみ処理券を事前に用意。</u> 市内のスーパー・コンビニエンスストア・ホームセ ンターなどでお買い求めの上、 <u>処理券を貼って持ち 込んでください。</u> ※清掃センターでは販売はしていません。 ※品目と料金については「ごみの分け方・出し方 ガイドブック」または市ホームページを参照

持ち込み方法

ごみの種類ごとに計量します。 下ろしやすいように積み込んでください。

例：粗大ごみ（可燃）50kg＋粗大ごみ（不燃）70kg＋燃えるごみ30kgを混載した場合		
①回目計量	粗大（可燃）＋粗大（不燃）＋燃えるごみ	→ 粗大（焼却）下ろす → ①'計量 50kg
②回目計量	粗大（不燃）＋燃えるごみ	→ 粗大（不燃）下ろす → ②'計量 70kg
③回目計量	燃えるごみ	→ 燃えるごみ 下ろす → ③'計量 30kg

- ★ 最大5回程度計量させていただく場合がございます。予めご了承ください。